

9月20日～26日は、動物愛護週間です

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、動物の愛護と適正飼養について関心と理解を深めていただくことを目的に「動物愛護週間」を定めています。私たちの周囲で暮らしている動物たちが、今よりも少しでも楽しく安心して暮らせるように、そのために何ができるのか、また何を行う必要があるのか、是非この機会に考えてみてください。

あなたはルールを守っていますか？～犬の飼い主の義務とマナーについて

- 生後91日以上の犬は、登録（生涯1回）と狂犬病予防注射（毎年1回）を受けましょう。違反した場合、狂犬病予防法に基づき罰せられることがあります。
- 鑑札と注射済票は必ず首輪につけましょう。
- 飼い主が変わったり、犬が死んだときは、届け出が必要です。
- 放し飼いは近所迷惑や事故を引き起こす原因になります
- 散歩のときは、リードや綱でつなぎ、充分コントロールができる人が行いましょう。
- 散歩時の犬のフンは持ち帰り、道路や公園、他人の土地を汚さないようにしましょう。
- 子犬が生まれて困るのであれば、不妊・去勢手術を受けさせましょう。

あなたの飼い猫は、近所から嫌われていませんか？～猫の飼い主の責任について

- 猫は、室内飼いをしましょう。上下に動ける空間、清潔なトイレ、爪とぎの場所を作ること、ストレス無く飼うことができます。交通事故や病気からも守れますし、近所に迷惑をかけることも無くなります。
- 子猫が生まれて困るのであれば、不妊・去勢手術を受けさせましょう。手術することで雌猫は発情期特有の鳴き声がなくなります。雄猫は、性格が落ち着き、マーキングが減ります。
- 飼い猫のしるしとして首輪や迷子札をつけ、迷子になったり怪我をして保護されても、飼い主がすぐわかるようにしましょう。

犬や猫に限らず愛玩動物を飼う場合は、最後まで責任を持って飼いましょう。もし、飼えなくなった場合でも捨てたりせず、責任を持って次の飼い主をさがしてください。

野良犬や野良猫にエサを与えるのは、やめましょう。放れた犬を見つけたら、役場・警察署・動物愛護センター等へ連絡してください。

お問い合わせ先

鏡野町くらし安全課 環境係 電話(0868)54-2780

せんごくじ だいい やま じろ ちよう さ 戦国時代の山城調査

岡山県教育委員会では、9月から10月までの予定で、町内にある約40か所の城や館跡の調査を行います。この調査は、山林や田畑の中に残る戦国時代の城や館の跡を調べ、この地域の歴史を明らかにするために実施するものです。調査にあたっては、岡山県古代吉備文化財センターの職員が現地の簡単な測量や写真撮影を行いますので、皆様の御理解・御協力をよろしくお願いします。

お問い合わせ先

岡山県教育委員会 文化財課

電話(086)226-7601

鏡野町教育委員会 生涯学習課

電話(0868)54-7733



枅形城跡（香々美）

通学・通勤に路線バスを利用しましょう

おおぞらバス（津山・富線共同バス）、中鉄北部バスは、津山駅や津山市役所周辺へ運行しており、高校への通学や通勤に便利になっています。また、町内を走る路線バスには、町営バス、中鉄北部バスがあり、町内の病院や商業施設などへ運行しています。路線バスをご利用ください。



プラント5鏡野店 バス停



おおぞらバス

お問い合わせ先

鏡野町まちづくり課 電話(0868)54-2982